

無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第 7 回）
議事要旨

1. 日時

令和 4 年 11 月 9 日（水）10:00～12:00

2. 場所

Web 会議

3. 出席者（敬称略）

(1) 構成員

高田座長、前原座長代理、梅比良構成員、関口構成員、永井構成員、林構成員、
赤澤構成員（パナソニック）、新井構成員（シャープ）、城田構成員（クアルコム）、
醍醐構成員（リコー）、高橋構成員（アンリツ）、成瀬構成員（バッファロー）

(2) オブザーバー

登録証明機関:

テレコムエンジニアリングセンター、ディーエスピーリサーチ、
テュフ ラインランド ジャパン、UL Japan

関係府省:

内閣府規制改革推進室

(3) 事務局（総務省）

豊嶋電波部長

堀内電波環境課長、瀬田電波環境推進官

臼田認証推進室長、斉藤課長補佐

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

- ・ 前回議事要旨について
- ・ 規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション WG（第 1 回）について
- ・ 登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組について
- ・ 登録証明機関ヒアリング

(3) 閉会

5. 議事の経過

(1) 前回議事要旨の確認

事務局から、第 6 回検討会議事要旨についての説明が行われた。

- (2) 規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション WG（第 1 回）について
事務局から、規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション WG（第 1 回）について説明が行われた。
構成員より質問はなかった。

- (3) 登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組について
事務局から、登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための取組について説明が行われた。
主な意見の概要は以下のとおり。

- ・今後の対応の方向性に同意する。特に、今後情報通信審議会において議論が行われる技術基準の見直しが最も重要である。また、技術基準の見直しにより、却って認証手続きが煩雑化することは避けるべき。
- ・技術基準は各国における電波干渉の調整の結果であることに留意し、我が国の技術基準の物理的意味を損なわない範囲で見直しを行うべき。

- (4) 登録証明機関ヒアリング

登録証明機関 4 者からヒアリングを行い、その後質疑応答を行った。

① テュフ ラインランド ジャパン株式会社

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・ 認証ラベルの表記方法について、登録証明機関の間で差異が生じないように整理してもらいたい。
- ・ 受入れる欧米基準試験データの品質を担保するための基準について、国内の登録証明機関内で測定した欧米基準に基づく試験データであれば品質が担保されていると考えられるのか。
- ・ （事務局）本検討会において整理していく。

② 株式会社 UL Japan

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・ 欧米基準試験データの受入れの際の試験レポートは英語のままでもよいとお考えか。
- ・ （回答）受け入れる試験レポートは原本である必要があるため、英語のままである必要があるのではないか。
- ・ （事務局）本検討会において整理していく。

③株式会社ディーエスピーリサーチ

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・（事務局）（各登録証明機関は法令を逸脱しない限り、制定されているガイドラインに従って柔軟に対応しているとの考え方へのコメントを求められ、）本検討会で策定するガイドラインは登録証明機関毎に解釈に差異が生じないことを目的としており、遵守を強制するものではない。ガイドラインの策定にあたってはその位置付けを整理する。また、提案いただいた登録証明機関協議会等の活用についても検討したい。
- ・「登録証明機関毎に（同じ資料・試験レポート等を提出した場合であっても）認証結果が異なる場合がある」との指摘があったと聞いているが具体的にはどういったものか。
- ・（事務局）昨年の規制改革推進会議 経済活性化ワーキング・グループにおいてリコー様から「認証機関によって判断が分かれるというところが、現実として、我々も業務の中でそれを経験している」という発言があった。登録証明機関によって認証結果が異なる具体例については総務省では持ち合わせておらず、可能であればリコー様から情報提供いただきたい。
- ・登録証明機関協議会が定めたガイドラインはなぜ非公表なのか。また、登録証明機関協議会はこれまでどの程度ワークしてきたのか。最後に、登録証明機関や総務省の間で本件に係る諸論点に関する定期的な議論はこれまで行われてきたのか。行われてきた場合、どの程度行われてきたのか。
- ・（回答）登録証明機関協議会は、登録証明機関の認証に関する考え方を議論し、メーカー、総務省、登録証明機関等からなる情報通信認証連絡会に議論をかける。ここ数年は登録証明機関協議会はあまり開催されておらず登録証明機関の解釈の差が大きくなっている。海外の認証機関との情報共有は、米国の TCB Council、欧州の REDCA、総務省 MRA 国際ワークショップを通じて行っている。
- ・（事務局）国内外の取組が十分に活用されているのかというご指摘を受け止めながら具体的に整理したい。
- ・「柔軟な対応が出来るように余地を残した制度」を提案されているが、メーカーとしても新たなユースケースの導入した場合を想定すると、重要な観点と考える。
- ・ガイドラインが緩すぎて登録証明機関間で対応に差異が発生すると困る。

④一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・ガイドラインや Q&A 集は英語版も公表して欲しい。あるいは、機械翻訳の利用を前提に平文で日本語版を公表して欲しい。

(5) その他

事務局から、欧米の認証機関の公平性確保に関する規定について説明が行われた。
主な意見の概要は以下のとおり。

- ・結論として、日本と海外で差異がないということによいか。また、中立性の立場という点で、自社の審査対象でない顧客に対してコンサルティングを行ってもよいのか。
(事務局からの回答) コンサルティングの提供に関して日欧米で考え方に相違はない。
また、申請者以外の顧客に対するコンサルティングについては、認証業務との切り分けが明確にされていることを前提に、認証業務以外について実施することは可能と考える。
- ・他の登録証明機関へ申請する際のコンサルティングは問題ないという理解によいか。
(事務局からの回答) 追加で確認し次回以降報告する。

(6) その他

事務局より、第8回から第10回までの検討会の開催日程に関する連絡があった。また、一部の非公表資料を除き第5回検討会までの配付資料を全て総務省ホームページにおいて公表した旨の連絡があった。

(以上)